

7. 成果品データファイル作成及び品質評価

編集した GIS データを製品仕様書に定められたデータフォーマットに変換する。

また、収集した原典資料等を用いて、品質評価を行う。

7.1. フォーマット変換

成果品形式以外のデータ形式でデータ作成・編集作業を行った場合は、製品仕様書に定められているデータ形式に変換する。

7.2. 品質評価・検査

作成した成果品データに対して、製品仕様書に定められた品質要求に従い、品質評価を行う。

品質評価の結果、適合基準に達しない場合は、データを修正したうえで、適合基準に達するまで品質評価を行う。